

平成28年10月17日  
世田谷区財務部経理課

## 世田谷区発注工事の前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が平成28年5月27日に公布、同日施行されたこと及び本件に関する総務省からの通知（総行行第109号）の内容を踏まえ、入札に参加しやすい環境の整備に向けた取り組みの一環として、以下のとおり世田谷区発注工事の前払金の使途を拡大します。

### 1 前払金の使途拡大の適用対象

平成28年4月1日以降に請負契約を締結した工事について、既に契約締結を行ったものも含め、前払金の使途拡大の適用対象とします。

なお、中間前払金については、前払金の使途拡大の対象外とします。

### 2 前払金の使途拡大の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限

前払金の使途拡大対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とします。

また、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。